

令和3年度

学 則

学校法人 愛和学園
愛和システムエンジニア専門学校

愛和システムエンジニア専門学校学則

第 1 章 組 織

(目 的)

第1条 本校は、教育基本法および学校教育法の規定にしたがって商業実務全般に関する専門知識、技能を授けるとともに併せて学生の知性並びに教養を高めその応用力を展開させることを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は愛和システムエンジニア専門学校という。

(位 置)

第3条 本校の位置を福岡市博多区博多駅前4丁目21番11号に置く。

第 2 章 課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第4条 本校の課程、学科及び修業年限、定員は別表第1のとおりとする。

(学年、学期)

第5条 本校の学年は4月1日（又は10月1日）に始まり翌年3月31日（又は9月30日）に終わる。

2 本校の学期は次のとおりとする。

前 期 4月1日（又は10月1日）から 9月30日（又は3月31日）まで

後 期 10月1日（又は 4月1日）から 3月31日（又は9月30日）まで

(休 業 日)

第6条 本校の休業日は次のとおりとする。ただし、校長は特に必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

1 土曜日および日曜日

2 国民の祝日に関する法律で規定する日

3 夏季休業日 8月 1日から 8月31日まで

4 冬季休業日 12月25日から 1月 7日まで

5 春季休業日 3月20日から 4月 5日まで

第 3 章 教育課程、授業時間数及び教員組織

(教育課程、授業時数)

第7条 本校の教育課程及び授業時数は、別表第2のとおりとする。

(始業及び終業)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は午前9時00分から午後5時35分までの2部制とする。

(第1部：午前9時00分～午後1時5分、第2部：午後1時30分～午後5時35分)

(教職員組織)

第9条 本校に次の教職員を置く。

- | | | |
|---|------|------|
| 1 | 校 長 | 1名 |
| 2 | 教 員 | 4名以上 |
| 3 | 講 師 | 1名以上 |
| 4 | 助 手 | 1名以上 |
| 5 | 事務職員 | 1名以上 |
| 6 | 校 医 | 1名 |

2 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

(成績評価)

第10条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

第 4 章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第11条 本校の入学資格は、高等学校を卒業した者または学校教育法施行規則第183条に該当する者とする。なお日本以外の国籍を有している者の入学資格については、前記に準ずるものとする。

(入学時期)

第12条 本校への入学時期は、第5条1項に定める学年の始めとする。

(入学手続き)

第13条 本校の入学手続きは次のとおりとする。

- 1 本校に入学しようとする者は本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第25条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならぬ。
- 2 前項の手続きを終了した者に対して入学試験を行い入学者を決定する。
- 3 本校に入学を許可された者は入学許可の日から指定期日までに第25条に定める入学金を添えて入学の手続きを取らなければならない。

(転 入 学)

第14条 本校への転入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、かつやむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上許可することができる。

(他の専修学校等における学習科目の認定)

第15条 専修学校設置基準、第9条2項、第10条3項、4項の規定により入学を許可された者については、本校専門課程学科目の二分の一を超えない範囲で認定する。

(入学前における学習科目の認定)

第16条 専修学校設置基準、第11条3項、4項の規定により学習した学科目については本校専門課程学科目として認定する。

(休学・復学)

第17条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、30日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学申し出書に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を得なければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を申し出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第18条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を得なければならない。

(課程修了・卒業の認定)

第19条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第10条に定める学習の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

2 校長は、本校の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(称号の付与)

第20条 下記の課程・学科を修了した者には専門士の称号を授与する。

課程名	学科名	告示

第5章 公開講座、科目等履修生

(公開講座)

第21条 社会人の教養を高め、生涯教育の向上に資するため、本校に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第22条 本校の学生以外の者で、一又は複数の授業科目について履修することを志願する者について、本校の教育に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項は別に定める。

第6章 賞 罰

(褒 賞)

第23条 成績優秀にして、他の学生の模範となる者には、褒賞することができる。

(懲 戒)

第 24 条 次の各号の一つ以上に該当する者には、退学を命ずることがある。

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 3 正当の理由がなくて出席が常でない者
- 4 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 7 章 入学金、授業料その他

(納 付 金)

第 25 条 ①本校の入学金、授業料は、別表第 3 とするが、各学科の授業料の納入は、前期・後期の 2 回とし、それぞれ各半額を納入するものとする。

②いったん納入した納付金は入学年度の 4 月 1 日以降は、返還しない。

(除 籍)

第 26 条 授業料その他の納付金を 3 ヶ月以上滞納した者や 3 ヶ月以上の長期欠席者は除籍することができる。

(寄 宿 舎)

第 27 条 寄宿舍に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第 28 条 健康診断は、毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

付 則

- 1 この学則の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この学則は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

本校の課程、学科、修業年限及び定員（第4条関係）

課程名	昼夜別	学 科 名	修業年限	入学定員	総定員	入学時期
商業実務 専門課程	昼	ITエンジニア学科	2年	80名	160名	4月

別表第2

本校の教育課程及び授業時間数（第7条関係）

商業実務専門課程

学 科	昼夜 の別	授 業 科 目	必選 の別	週授業時間数		年間授業時間数	
				一年次	二年次	一年次	二年次
I T エ ン ジ ニア 学 科	昼	コミュニケーションⅠ・Ⅱ	必	2	2	68	68
		ビジネスマナーⅠ・Ⅱ	必	4	4	136	136
		ビジネスPC	必	3	1	102	34
		外国語Ⅰ・Ⅱ	必	4	4	136	136
		キャリア形成	必	2	2	68	68
		プログラミング言語Ⅰ・Ⅱ	必	4	4	136	136
		WEBデザインⅠ・Ⅱ	必	2	2	68	68
		データベースⅠ・Ⅱ	必	2	2	68	68
		システム開発 プロジェクトⅠ・Ⅱ	必	2	4	68	136
		校外演習	選		2		68
		合 計		25	27	850	918

〔注〕2部制（第1部：午前9時～午後1時5分、第2部：午後1時30分～午後5時35分）

※45分授業×1コマ、90分授業×2コマ

1限 9:00～9:45

2限 9:55～11:25

3限 11:35～13:05

4限 13:30～15:00

5限 15:10～16:40

6限 16:50～17:35

別表第3

本校の入学金・授業料（第25条関係）

商業実務専門課程

学 科	I Tエンジニア学科	
学 年	一年次	二年次
昼夜の別	昼	昼
入学検定料	10,000円	
入 学 金	70,000円	
授 業 料	379,000円	379,000円
施 設 費	181,000円	181,000円

〔注〕授業料の納入は前期・後期の2回とし、それぞれ各半額を納入するものとする。